

あつぎ市議会だよりの表紙等写真を募集します

魅力あふれる「あつぎ」を写真におさめて応募してみませんか？

市民の皆さまに親しまれるあつぎ市議会だよりにするため、表紙等写真を募集しています。
あつぎ市議会だよりは、5月1日、8月1日、11月15日、2月1日に発行しますので、
ぜひご応募ください。

1 応募内容

厚木市内で撮影した四季折々の風景、人々の姿、
各種イベント等のあつぎの魅力あふれる写真

2 応募資格

市内在住、または在勤・在学の方

3 応募期間

通年で募集を行い、各号の編集に伴い開催する広報広聴特別委員会の期日1週間前を締切りとします
(広報広聴特別委員会の会議日程は、市議会ホームページにて周知しています)。

4 応募方法

氏名(ふりがな)、住所(在勤・在学の方は、勤務先名または学校名も併記)、連絡先電話番号・メールアドレス、撮影場所、撮影年月(日)、タイトル(写真のテーマ)を明記の上、写真データを議会事務局までメール、持参または郵送により提出してください。

また、写真データを持参し、または郵送する場合は、DVD、CD、SDカード、マイクロSDカード等の電子媒体(USBメモリは不可)でお願いします。

なお、応募の際に送付いただいた記録媒体については原則、返却しませんのであらかじめ御了承ください。

5 審査

選考は広報広聴特別委員会で行い、選考結果は採用写真の応募者のみお知らせします。



6 応募上の注意

- (1) 応募に関して被写体が人物又は個人の所有物である場合は、肖像権、著作権を侵害しないよう、必ず撮影者自身で被写体本人、未成年者の場合は保護者又は所有者の承諾を得てください。なお、応募された写真に関する著作権・肖像権等の問題が発生した場合、その責任と解決は、全て応募者に帰属するものとします。
- (2) 応募作品は未発表のものに限ります。

7 その他

- (1) 応募に係る費用は、応募者の負担となります。また、景品、謝礼等はありません。
- (2) 応募作品は原則、返却しません。
- (3) 応募された写真は、無償で厚木市議会が使用することに許諾されたものとします。また、応募された写真は、あつぎ市議会だよりの表紙、その他の紙面に掲載するほか、市議会ホームページ等に掲載する場合があります。
- (4) 写真には、応募者の氏名（希望者のみ。また、名字のみ・名前のみ、ペンネームも可能）、撮影場所及びタイトル（写真のテーマ）を掲載します。
- (5) 採用された写真について、掲載する形状に応じてトリミングや加工を行うことがあります。
- (6) 表紙等写真に選考されなかった写真のうち、広報広聴特別委員会で選定され、応募者の許諾が得られたものについては、応募した号から1年間に限り、表紙等写真の選考対象として持ち越すものとします。

8 問合せ先

厚木市議会事務局

住 所 厚木市中町三丁目 17 番 17 号

電 話 (046) 225-2701 (直通)

FAX (046) 223-9535

メール 7600@city.atsugi.kanagawa.jp

..... 切り取り線

1 御氏名（ふりがな）	
2 御住所	（在勤・在学の方は勤務先名または学校名も併記）
3 電話番号／メールアドレス	
4 撮影場所	
5 撮影年月（日）	
6 タイトル（写真のテーマ）	
7 氏名掲載希望の有無	有 ・ 無 （名字のみ、またはペンネームも可。なお、記載がない場合氏名は記載しません）